

金城学院大学大学院学則（案）

(1967年3月29日認可)
2022年4月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 金城学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価)

第2条 本大学院は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の組織及び方法は、これを別に定める。

(課程)

第3条 本大学院における課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）と後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。

3 前項の前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

4 第2項にかかわらず、第6条に規定する薬学研究科博士課程については、前期課程及び後期課程の区分を設けないものとする。

(課程の目的)

第4条 前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を有する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 後期課程及び薬学研究科博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(教育研究上の目的)

第4条の2 研究科及び専攻ごとの教育研究上の目的は、別表Iのとおりとする。

第2章 研究科の組織、修業年限及び収容定員

(研究科)

第5条 本大学院に、次の研究科を置く。

文学研究科

人間生活学研究科

薬学研究科

(課程・専攻)

第6条 本大学院に、次の課程・専攻を置く。

文学研究科

博士課程・前期課程・国文学専攻

博士課程・前期課程・英文学専攻

博士課程・前期課程・社会学専攻

博士課程・後期課程・国文学専攻

博士課程・後期課程・英文学専攻

博士課程・後期課程・社会学専攻

人間生活学研究科

博士課程・前期課程・消費者科学専攻

博士課程・前期課程・人間発達学専攻

博士課程・後期課程・人間生活学専攻

薬学研究科

博士課程・薬学専攻

(修業年限及び在学年限)

第7条 本大学院の修業年限は、前期課程は2年、後期課程は3年、薬学研究科博士課程は4年を標準とする。

2 前期課程は4年、後期課程は6年、薬学研究科博士課程は8年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第8条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

文学研究科・博士課程・前期課程

国文学専攻	入学定員	5名	収容定員	10名
-------	------	----	------	-----

英文学専攻	入学定員	5名	収容定員	10名
-------	------	----	------	-----

社会学専攻	入学定員	5名	収容定員	10名
-------	------	----	------	-----

文学研究科・博士課程・後期課程

国文学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
-------	------	----	------	----

英文学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
-------	------	----	------	----

社会学専攻	入学定員	2名	収容定員	6名
-------	------	----	------	----

人間生活学研究科・博士課程・前期課程

消費者科学専攻	入学定員	8名	収容定員	16名
---------	------	----	------	-----

人間発達学専攻	入学定員	8名	収容定員	16名
---------	------	----	------	-----

人間生活学研究科・博士課程・後期課程

人間生活学専攻	入学定員	3名	収容定員	9名
---------	------	----	------	----

薬学研究科・博士課程

薬学専攻	入学定員	2名	収容定員	8名
------	------	----	------	----

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第9条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 学院創立記念日(10月15日)

(4) 夏期休業日 8月1日から9月15日まで

(5) 冬期休業日 12月25日から翌年1月10日まで

(6) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで

(7) その他臨時に定めた日

2 学長は、必要がある場合、前項に定める休業日を変更することができる。

第4章 授業科目及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第11条 本大学院における授業科目並びに単位数は、別表Ⅱのとおりとする。

(授業日数)

第12条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位計算方法)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験及び実習については、30 時間から 45 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち 2 以上の方法により行なう場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準により算定した時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第14条 履修方法は、これを別に定める。

(他大学院等における授業科目の履修)

第15条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議により、当該の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得した単位としてみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院の場合にも準用する。
- 3 国際連合大学において履修した単位を、本大学院において修得した単位としてみなすことができる。
- 4 必要と認めるときは、他の研究科・専攻の授業科目を指定して履修させることができる。

(単位の認定)

第16条 履修科目については、試験又は研究報告により単位を認定する。

- 2 病気、又はその他やむを得ない事情のため、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

(成績評価)

第17条 学業の成績は、A、B、C及びFの4級に分け、A、B及びCを合格とし、これに対して所定の単位を与える。

(教育職員免許状)

第18条 中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状及び幼稚園教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状及び幼稚園教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

(教育職員免許状の種類と教科名)

第19条 本大学院の各専攻において取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

(前期課程)

区分		免許状の種類	教科
文学研究科	国文学専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	国語
	英文学専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	外国語 (英語)
人間生活学研究科	消費者科学専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	家庭
	人間発達学専攻	幼稚園教諭専修免許状	—

(臨床心理士受験資格)

第19条の2 臨床心理士の受験資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

(専門社会調査士資格)

第19条の3 専門社会調査士の資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目をあわせて履修するものとする。

(公認心理師受験資格)

第19条の4 公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、別に定める授業科目にあわせて履修するものとする。

第5章 課程修了の認定等

(前期課程修了の認定等)

第20条 前期課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学し、別表Ⅱの授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文又は専攻が指定する特定の課題の研究成果（以下「特定課題」という。）の審査及び最終試験に合格した者に行う。

- 2 前期課程の修士論文又は特定課題は、広い視野に立った精深な学識及び専攻分野における研究能力を証左するに足るものでなければならない。
- 3 前項の修士論文又は特定課題は、在学期間中に提出させ、その審査を終了するものとする。

(後期課程修了の認定等)

第21条 後期課程修了の認定は、当該課程に3年以上在学し、授業科目について、文学研究科においては16単位以上、人間生活学研究科においては6単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者に行う。

- 2 後期課程の博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るものでなければならない。
- 3 前項の博士論文は、在学期間中に提出させ、その審査を終了するものとする。
- 4 学長は、第2項の博士論文提出のために、第7条第2項に定める在学年限を越えない範囲で、在学期間の延長を認めることがある。
- 5 前項に定める在学期間の延長に関する規程は、これを別に定める。
- 6 在学期間については、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会において認めた場合は、後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(薬学研究科博士課程修了の認定等)

第21条の2 薬学研究科博士課程修了の認定は、当該課程に4年以上在学し、授業科目について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者に行う。

- 2 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るものでなければならない。
- 3 前項の博士論文は、在学期間中に提出させ、その審査を終了するものとする。
- 4 学長は、第2項の博士論文提出のために、第7条第2項に定める在学年限を越えない範囲で、在学期間の延長を認めることがある。
- 5 前項に定める在学期間の延長に関する規程は、これを別に定める。
- 6 第1項にかかわらず、在学期間については、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会において認めた場合は、3年以上在学すれば足りるものとする。

第6章 学位の授与

(学位の授与)

第22条 本大学院において、課程修了の認定を得た者には、金城学院大学大学院学位規程の定めるところにより学位を授与する。

- 2 本大学院の博士課程を経ないで、論文を提出し、博士の学位を請求した者には、その論文が前項の規定により学位を授与されるものと同様以上の内容のものであり、かつ、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力と、豊かな学識があると確認されたときに、博士の学位を授与することができる。
- 3 この学則に定めるもののほか、学位について必要な事項は、金城学院大学大学院学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、休学、退学、転学、留学、賞罰及び除籍

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第24条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女性であつて、かつ、所定の選考に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他、本大学院において大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者

2 後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女性であつて、かつ、所定の選考に合格した者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 国際連合大学の課程を修了し、修士相当の学位を得た者
- (3) 外国において、わが国の大学院修士課程に相当する正規の学校教育を修了し、修士相当の学位を得た者
- (4) その他、本大学院において修士を修了したと同等以上の学力があると認められた者

3 薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女性であつて、かつ、所定の選考に合格した者とする。

- (1) 6年制課程の大学(薬学、医学、歯学又は獣医学)を卒業した者
- (2) 修士(薬学、理学、工学、農学又はこれらに準ずる分野)の学位を有する者
- (3) 外国においてわが国の大学院修士課程(薬学、理学、工学、農学又はこれらに準ずる研究科)に相当する正規の学校教育を修了し、修士相当の学位を得た者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において個別の資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた、24歳以上の者

(入学出願の手続き)

第25条 本大学院に、入学を志望する者は、別表Ⅲに定める入学検定料を添えて、指定の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の手続き)

第26条 入学を許可された者は、別表Ⅲに定める入学金及びその他の所定の学納金を添えて、本大学院所定の用紙による誓約書及び住民票を、指定された期日までに提出しなければならない。

(保証人)

第27条 入学を許可された者の保証人は、独立の生計を営む満25歳以上の者で、確実に保証人の責務を履行し得る者でなければならない。

- 2 学長が不適当と認めた場合には、その変更を命ずることがある。
- 3 保証人が死亡又はその他の理由でその責務を果し得ないときは、新たに保証人を選定して、直ちに届け出なければならない。
- 4 保証人が転居した場合又は保証人を変更した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(転入学)

第28条 学長は、他の大学院の学生が、所属大学の学長又は研究科長の承認書を添えて、本大学院に転入学を志願したときは、学年の始めに限り選考の上、これを許可することがある。

2 前項の規定は、国際連合大学の課程に在学した者にも準用する。

(休学)

第29条 病気、又はその他の理由で、引き続き2カ月以上出席することが困難な者は、その理由を付し、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、入学初年次の前期については、その理由が病気又は留学等の場合を除き、休学は許可されない。

- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 休学は、1年を超えてはならない。ただし、特別の理由がある場合には、引き続き休学を許可することがある。
- 4 休学期間は通算して、前期課程においては2年、後期課程においては3年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学年数に算入しない。

(転学)

第30条 本大学院の学生で、他の大学院に転学を希望する者は、事情によって、これを許可することがある。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、その理由を付して、学長に保証人連署で願い出なければならない。

- 2 後期課程に3年以上在学し、授業科目について、文学研究科においては16単位以上、人間生活学研究科においては6単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学する者は、当該学生の所属する研究科委員会において後期課程満期退学者の認定を受けることができる。
- 3 薬学研究科博士課程に4年以上在学し、授業科目について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学する者は、研究科委員会において博士課程満期退学者の認定を受けることができる。

(再入学)

第32条 学長は、正当の理由で退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。

- 2 前項に定める再入学に関する規程は、これを別に定める。

(留学)

第33条 外国の大学院への留学を志願する者は、学長に願い出て、その許可を得て留学することができる。

- 2 許可を受けて留学した者については、外国の大学院での在学期間を1カ年に限り、本大学院における在学期間に算入することができる。
- 3 前2項に定める留学に関する規程は、これを別に定める。

(賞罰)

第34条 学長は、人物及び学業優秀な者を表彰することができる。

第35条 本大学院の学生にして、規則、命令にそむき、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長がその学生を懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

第36条 学長は、次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第37条 学長は、次の各号の一に該当する者を、除籍することがある。

- (1) 第7条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第29条第3項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料及びその他の所定の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたって行方不明の者
- (5) 在学中に死亡した者

(学生の身分に関する決裁)

第37条の2 入学、転入学、休学、転学、退学、再入学、留学、賞罰、及び除籍は、当該学生の所属する研究科委員会の議を経て学長がこれを行う。

第8章 授業料及びその他の学納金

(授業料等の学納金)

第38条 学生は、授業料及びその他の所定の学納金を納付しなければならない。

2 前項の授業料及びその他の所定の学納金の金額、納付方法、期日等は、第26条及び第39条から第41条並びに別表Ⅲによるほか、これを別に定める。

第39条 既に納めた前条の学納金は、事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

第40条 休学期間中は、授業料及びその他の所定の学納金に代えて、在籍料を納付しなければならない。

2 授業開始8週間以内に、休学を願い出た場合の在籍料は、半期50,000円とする。

3 授業開始8週間を経た後に、休学を願い出た場合の当該学期の在籍料は、授業料の半額相当額とする。

4 前2項にかかわらず、第21条第4項に定める在学期間の延長をした者が休学する場合の在籍料は、半期50,000円とする。

第41条 学年の途中で退学した者でも、その学期の学費は、これを納めなければならない。

第9章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研究生、特別研究生、外国人留学生及び社会人学生

(科目等履修生)

第42条 学長は、本大学院において特定の授業科目のうち、1科目又はそれ以上の科目の履修を志願する者がいるときは、研究科委員会において選考の上、科目等履修生としてその履修を認めることがある。

2 科目等履修生は、定員外とする。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第16条及び第17条を準用する。

4 科目等履修生に関する規程は、これを別に定める。

(聴講生)

第43条 本大学院において特定の授業科目のうち1科目又はそれ以上の科目の聴講を志願する者がいるときは、研究科委員会において選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生は、定員外とする。

3 聴講生の単位修得は、これを認めない。

4 聴講生に関する規程は、これを別に定める。

(特別聴講生)

第44条 他の大学院又は外国の大学院との協定に基づき、当該大学院に在学中の者で、本大学院の特定の授業科目の聴講を志願する者がいるときは、研究科委員会において選考の上、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生は、定員外とする。

3 特別聴講生で、聴講科目について試験に合格した者には、単位の修得を認定する。

4 特別聴講生に関する規程は、これを別に定める。

(研究生)

第45条 本大学院において特定事項について研究しようとする者がいるときは、選考の上、研究生とすることができる。

2 研究生は、定員外とする。

3 研究生に関する規程は、これを別に定める。

(特別研究生)

第46条 他の大学院又は外国の大学院との協定に基づき、本大学院において研究指導を受けようとする者がいるときは、特別研究生とすることができる。

2 特別研究生は、定員外とする。

3 特別研究生の細目については、研究生規程を準用する。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、本大学院に入学を希望する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生には、この学則の条項を準用する。
- 3 外国人留学生に関する規程は、これを別に定める。
(社会人学生)

第48条 社会人で、本大学院人間生活学研究科に入学を希望する者があるときは、選考の上、社会人学生として入学を許可することができる。

- 2 社会人学生には、この学則の条項を準用する。
- 3 社会人学生の細目については、これを別に定める。
(長期履修学生)

第48条の2 入学を許可された者が、職業を有している等の事情により、第7条に定める標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、長期履修学生としてその計画的な履修を許可することがある。

- 2 長期履修学生には、この学則の条項を準用する。
- 3 長期履修学生に関する規程は、これを別に定める。

第10章 委託生

(委託生)

第49条 官公庁、法人又は外国政府から委託された学生を、委託生とする。

- 2 委託生として本大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、委託生として入学を許可することができる。
- 3 委託生は、定員外とする。
- 4 委託生には、第20条、第21条及び第22条を除き、この学則の条項を準用する。

第11章 図書館

(図書館)

第50条 本大学院学生は、研究のため、大学図書館を利用することができる。

第12章 厚生及び保健施設

(厚生施設等)

第51条 本大学院学生は、大学の保健衛生及び体育等の施設、その他の厚生施設等を利用することができる。

第13章 職員組織

(職員)

第52条 本大学院に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第52条の2 本大学院に副学長、研究科長及びその他必要な役職を置く。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 4 前各項のほか、その他必要な役職については、これを別に定める。

第14章 運営組織

(大学院委員会)

第53条 本大学院に、各研究科に共通する事項について審議する機関として、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会についての規程は、これを別に定める。

第54条 削除

(研究科委員会)

第55条 本大学院の各研究科に、それぞれの研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科の授業及び研究指導を担当する専任教員をもって組織する。

3 研究科委員会についての規程は、これを別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第56条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則の改正
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、退学、転学、表彰及び懲戒に関する事項
- (4) 課程の修了及び学位授与に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) その他教育研究に関する重要な事項

第56条の2 各研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(専攻主任)

第57条 研究科各専攻に、専攻主任を置く。

2 専攻主任は、研究科委員会で選出する。

(専攻委員会)

第58条 各専攻に、専攻委員会を置く。

2 専攻委員会は、各専攻の授業及び指導を担当する専任教員をもって組織する。

第15章 学則の改正

(学則の改正)

第59条 この学則の改正は、各研究科委員会及び大学院委員会の審議に基づき、理事会の議決を経て、これを行う。

附 則

この学則は、1967年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、1968年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1969年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1970年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1971年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1972年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1973年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1974年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1975年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1976年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1976年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、1977年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1978年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1979年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1980年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1981年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1982年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1991年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行し、2004年度（平成16年度）入学者から適用する。

附 則（2005年3月28日理事会）

この学則は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則（2005年3月28日理事会）

この学則は、2006年4月1日から施行し、2006年度（平成18年度）入学者から適用する。

附 則（2006年3月27日理事会）

この学則は、2006年4月1日から施行し、2006年度（平成18年度）入学者から適用する。

附 則（2006年11月27日理事会）

この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則（2007年3月26日理事会）

この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行し、2007年度（平成19年度）入学者から適用する。

附 則（2008年3月24日理事会）

この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行し、2008年度（平成20年度）入学者から適用する。

附 則（2010年3月29日理事会）

この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行し、2010年度（平成22年度）入学者から適用する。

附 則（2011年3月28日理事会）

この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行し、2011年度（平成23年度）入学者から適用する。

附 則（2012年3月26日理事会）

この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行し、2012年度（平成24年度）入学者から適用する。

附 則（2014年3月31日理事会）

この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行し、2014年度（平成26年度）入学者から適用する。

附 則（2015年3月30日理事会）

この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則（2016年3月28日理事会）

この学則は、2016年4月1日から施行し、2016年度（平成28年度）入学生から適用する。

附 則（2017年11月27日理事会）

この学則は、2018年4月1日から施行し、2018年度（平成30年度）入学生から適用する。

附 則（2018年3月26日理事会）

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2019年3月25日理事会）

- 1 この学則は、2019年（平成31年）4月1日から施行し、2019年度（平成31年度）入学生から適用する。

- 2 第19条の4については、2018年度（平成30年度）入学生から適用する。

附 則（2020年3月30日理事会）

この学則は、2020年（令和2年）4月1日から施行し、2020年度（令和2年度）入学生から適用する。

附 則（2020年3月8日理事会）

この学則は、2022年（令和4年）4月1日から施行し、2022年度（令和4年度）入学生から適用する。

別表 I

教育研究上の目的

文学研究科	人文科学及び社会科学の諸分野において、広く言語、文化、社会に関する領域を対象として教育研究を進め、現代の国際化社会、情報化社会における諸問題に対応できる広い視野と高度な専門性を身につけた研究者又は専門的職業人を養成する。
(前・後期課程) 国文学専攻	日本に固有の言語文化を総合的に研究する学問として、日本文化研究の根幹に位置づけられる国文学の研究を、自らの問題意識に基づいて行い、国際化、情報化、専門化が進む現代にふさわしい研究者、職業人として自立し、社会で活躍する人材を育成する。
(前・後期課程) 英文学専攻	英米文学研究の領域では、英語圏における文化及び文学的創造の営みの結晶である作品の分析と批評を、英語学研究の領域では、人間言語のメカニズムに関する理論的、実証的解明を根本とし、各領域における専門的能力の開発と修得に努め、高度な専門性を要する研究者、職業人を育成する。
(前・後期課程) 社会学専攻	現代社会における諸変動の時代的状況及びそこに生ずる多様な社会問題を的確に把握、分析、解釈して、将来を展望しうる能力を養成するために、高度の学識を教授し、国際的視野に立った明晰な判断力と問題解決の洞察力の啓発に努め、望ましい社会の発展を先導できる専門家を育成する。
人間生活学研究科	環境との相互作用の中で、生活の価値の実現と生活の質の向上をめざしつつ、人間生活を物質的、精神的、社会的に充実発展させるための研究、実践を担い、高度職業専門人及び教育研究者を養成する。
(前期課程) 消費者科学専攻	消費者をめぐる諸問題を理論的に解明するとともに、課題を解決し、消費者関連の立法、行政、産業界に消費者の立場から科学的に提言、対処できる人材を育成する。
(前期課程) 人間発達学専攻	人の一生に訪れるさまざまな問題を、発達学を基礎とした視点からとらえ、発達と教育、発達環境、臨床心理学などの研究と実践を行う人材を育成する。
(後期課程) 人間生活学専攻	消費者科学専攻および人間発達学専攻の各領域を統合し、人間生活の諸問題についてさらに総合的、学際的に研究、教育を深め、わが国のみならず国際社会において、研究者ならびに高度職業専門人として活躍できる人材を育成する。
薬学研究科 (博士課程) 薬学専攻	高い倫理観、および薬学領域に関する高度な専門知識と研究能力を通じて課題を設定し問題を解決する能力を有し、薬学研究に貢献できる研究者・医療従事者を養成する。

別表Ⅱ

文学研究科授業科目並びに単位数

文学研究科・前期課程

国文学専攻		単位
国文学関連科目		
国文学特論Ⅰ	(1)	2
国文学特論Ⅰ	(2)	2
国文学特論Ⅱ	(1)	2
国文学特論Ⅱ	(2)	2
国文学特論Ⅲ	(1)	2
国文学特論Ⅲ	(2)	2
国文学特論Ⅳ	(1)	2
国文学特論Ⅳ	(2)	2
国文学特論Ⅴ(比較文学Ⅰ)	(1)	2
国文学特論Ⅴ(比較文学Ⅰ)	(2)	2
国文学特論Ⅵ(比較文学Ⅱ)	(1)	2
国文学特論Ⅵ(比較文学Ⅱ)	(2)	2
国文学演習Ⅰ	(1)	2
国文学演習Ⅰ	(2)	2
国文学演習Ⅱ	(1)	2
国文学演習Ⅱ	(2)	2
国文学演習Ⅲ	(1)	2
国文学演習Ⅲ	(2)	2
国文学演習Ⅳ	(1)	2
国文学演習Ⅳ	(2)	2
国文学演習Ⅴ(比較文学Ⅰ)	(1)	2
国文学演習Ⅴ(比較文学Ⅰ)	(2)	2
国文学演習Ⅵ(比較文学Ⅱ)	(1)	2
国文学演習Ⅵ(比較文学Ⅱ)	(2)	2
国文学特殊研究Ⅰ	(1)	2
国文学特殊研究Ⅰ	(2)	2
国文学特殊研究Ⅱ	(1)	2
国文学特殊研究Ⅱ	(2)	2
国文学特殊研究Ⅲ	(1)	2
国文学特殊研究Ⅲ	(2)	2
国文学特殊研究Ⅳ	(1)	2
国文学特殊研究Ⅳ	(2)	2
国文学特殊研究Ⅴ(比較文学)	(1)	2
国文学特殊研究Ⅴ(比較文学)	(2)	2
中国文学特論	(1)	2
中国文学特論	(2)	2
中国文学演習	(1)	2
中国文学演習	(2)	2
国語学・日本語教育関連科目		
国語学特論Ⅰ	(1)	2
国語学特論Ⅰ	(2)	2
国語学特論Ⅱ	(1)	2
国語学特論Ⅱ	(2)	2
国語学演習Ⅰ	(1)	2

国語学演習Ⅰ (2)	2
国語学演習Ⅱ (1)	2
国語学演習Ⅱ (2)	2
国語学特殊研究Ⅰ (1)	2
国語学特殊研究Ⅰ (2)	2
国語学特殊研究Ⅱ (1)	2
国語学特殊研究Ⅱ (2)	2
日本語教育特論Ⅰ (1)	2
日本語教育特論Ⅰ (2)	2
日本語教育特論Ⅱ (1)	2
日本語教育特論Ⅱ (2)	2
日本語教育特論Ⅲ (1)	2
日本語教育特論Ⅲ (2)	2
日本語教育演習Ⅰ (1)	2
日本語教育演習Ⅰ (2)	2
日本語教育演習Ⅱ (1)	2
日本語教育演習Ⅱ (2)	2
日本語教育演習Ⅲ (1)	2
日本語教育演習Ⅲ (2)	2
日本語教育特殊研究Ⅰ (1)	2
日本語教育特殊研究Ⅰ (2)	2
日本語教育特殊研究Ⅱ (1)	2
日本語教育特殊研究Ⅱ (2)	2

英文学専攻

単位

英米文学関連科目

英文学特論Ⅰ (1)	2
英文学特論Ⅰ (2)	2
英文学演習Ⅰ (1)	2
英文学演習Ⅰ (2)	2
英文学特論Ⅱ (1)	2
英文学特論Ⅱ (2)	2
英文学演習Ⅱ (1)	2
英文学演習Ⅱ (2)	2
英文学特論Ⅲ (1)	2
英文学特論Ⅲ (2)	2
英文学演習Ⅲ (1)	2
英文学演習Ⅲ (2)	2
英文学特論Ⅳ (1)	2
英文学特論Ⅳ (2)	2
英文学演習Ⅳ (1)	2
英文学演習Ⅳ (2)	2
米文学特論Ⅰ (1)	2
米文学特論Ⅰ (2)	2
米文学演習Ⅰ (1)	2
米文学演習Ⅰ (2)	2
米文学特論Ⅱ (1)	2
米文学特論Ⅱ (2)	2
米文学演習Ⅱ (1)	2
米文学演習Ⅱ (2)	2

英語学関連科目	
英語学特論 I (1)	2
英語学特論 I (2)	2
英語学演習 I (1)	2
英語学演習 I (2)	2
英語学特論 II (1)	2
英語学特論 II (2)	2
英語学演習 II (1)	2
英語学演習 II (2)	2
英語学特論 III (1)	2
英語学特論 III (2)	2
英語学演習 III (1)	2
英語学演習 III (2)	2
通訳関連科目	
通訳特論 I (1)	2
通訳特論 I (2)	2
通訳特論 II (1)	2
通訳特論 II (2)	2
通訳演習 I (1)	2
通訳演習 I (2)	2
通訳演習 II (1)	2
通訳演習 II (2)	2
通訳演習 III (1)	2
通訳演習 III (2)	2
通訳演習 IV (1)	2
通訳演習 IV (2)	2
英語教育関連科目	
英語教育特論 I (1)	2
英語教育特論 I (2)	2
英語教育演習 I (1)	2
英語教育演習 I (2)	2
英語教育特論 II (1)	2
英語教育特論 II (2)	2
英語教育演習 II (1)	2
英語教育演習 II (2)	2
特殊専門関連科目	
特殊講義 I (1)	2
特殊講義 I (2)	2
特殊講義 II (1)	2
特殊講義 II (2)	2
特殊講義 III (1)	2
特殊講義 III (2)	2
社会学専攻	単位
基礎科目	
社会学概論 (1)	2
社会学概論 (2)	2
国際社会論関連科目	
国際社会論特殊講義 I (1)	2
国際社会論特殊講義 I (2)	2

国際社会論特殊講義Ⅱ (1)	2
国際社会論特殊講義Ⅱ (2)	2
国際社会論特殊講義Ⅲ (1)	2
国際社会論特殊講義Ⅲ (2)	2
国際社会論特殊講義Ⅳ (1)	2
国際社会論特殊講義Ⅳ (2)	2
国際社会論特殊講義Ⅴ (1)	2
国際社会論特殊講義Ⅴ (2)	2
国際社会論演習Ⅰ (1)	2
国際社会論演習Ⅰ (2)	2
国際社会論演習Ⅱ (1)	2
国際社会論演習Ⅱ (2)	2
国際社会論演習Ⅲ (1)	2
国際社会論演習Ⅲ (2)	2
国際社会論演習Ⅳ (1)	2
国際社会論演習Ⅳ (2)	2
国際社会論演習Ⅴ (1)	2
国際社会論演習Ⅴ (2)	2
情報社会論関連科目	
情報社会論特殊講義Ⅰ (1)	2
情報社会論特殊講義Ⅰ (2)	2
情報社会論特殊講義Ⅱ (1)	2
情報社会論特殊講義Ⅱ (2)	2
情報社会論特殊講義Ⅲ (1)	2
情報社会論特殊講義Ⅲ (2)	2
情報社会論特殊講義Ⅳ (1)	2
情報社会論特殊講義Ⅳ (2)	2
情報社会論特殊講義Ⅴ (1)	2
情報社会論特殊講義Ⅴ (2)	2
情報社会論演習Ⅰ (1)	2
情報社会論演習Ⅰ (2)	2
情報社会論演習Ⅱ (1)	2
情報社会論演習Ⅱ (2)	2
情報社会論演習Ⅲ (1)	2
情報社会論演習Ⅲ (2)	2
情報社会論演習Ⅳ (1)	2
情報社会論演習Ⅳ (2)	2
情報社会論演習Ⅴ (1)	2
情報社会論演習Ⅴ (2)	2
福祉社会論関連科目	
福祉社会論特殊講義Ⅰ (1)	2
福祉社会論特殊講義Ⅰ (2)	2
福祉社会論特殊講義Ⅱ (1)	2
福祉社会論特殊講義Ⅱ (2)	2
福祉社会論特殊講義Ⅲ (1)	2
福祉社会論特殊講義Ⅲ (2)	2
福祉社会論特殊講義Ⅳ (1)	2
福祉社会論特殊講義Ⅳ (2)	2
福祉社会論特殊講義Ⅴ (1)	2
福祉社会論特殊講義Ⅴ (2)	2

福祉社会論演習Ⅰ(1)	2
福祉社会論演習Ⅰ(2)	2
福祉社会論演習Ⅱ(1)	2
福祉社会論演習Ⅱ(2)	2
福祉社会論演習Ⅲ(1)	2
福祉社会論演習Ⅲ(2)	2
福祉社会論演習Ⅳ(1)	2
福祉社会論演習Ⅳ(2)	2
福祉社会論演習Ⅴ(1)	2
福祉社会論演習Ⅴ(2)	2
資格関連科目	
社会調査演習	2
国際社会論演習Ⅰ(1)	2
国際社会論演習Ⅰ(2)	2
文学研究科・後期課程	
国文学専攻	単位
古典文学研究	
古典文学特殊講義(1)	4
古典文学特殊講義(2)	4
古典文学特殊講義(3)	4
古典文学特殊講義(4)	4
古典文学演習	12
近現代文学研究	
近現代文学特殊講義(1)	4
近現代文学特殊講義(2)	4
近現代文学特殊講義(3)	4
近現代文学特殊講義(4)	4
近現代文学演習	12
国語学・日本語教育研究	
国語学特殊講義(1)	4
国語学特殊講義(2)	4
日本語教育特殊講義(1)	4
日本語教育特殊講義(2)	4
国語学・日本語教育演習	12
英文学専攻	単位
英文学研究	
英文学特殊講義(1)	4
英文学特殊講義(2)	4
英文学特殊講義(3)	4
英文学特殊講義(4)	4
英文学特殊講義(5)	4
英文学特殊講義(6)	4
英文学演習	12
言語学研究	
言語学特殊講義(1)	4
言語学特殊講義(2)	4
言語学特殊講義(3)	4
言語学特殊講義(4)	4

言語学演習	12
社会学専攻	単位
現代社会論関連講義科目	
現代社会論特殊講義 (1)	4
現代社会論特殊講義 (2)	4
現代社会論特殊講義 (3)	4
現代社会論特殊講義 (4)	4
現代社会論特殊講義 (5)	4
現代社会論特殊講義 (6)	4
現代社会論関連演習科目	
現代社会論演習 (1)	12
現代社会論演習 (2)	12
現代社会論演習 (3)	12
現代社会論演習 (4)	12
現代社会論演習 (5)	12
現代社会論演習 (6)	12

(注) 文学研究科・後期課程の演習科目については、1年間で4単位、3年間で計12単位とする。

人間生活学研究科授業科目並びに単位数

人間生活学研究科・前期課程	
前期課程共通科目	単位
人間生活学研究法Ⅰ	2
人間生活学研究法Ⅱ	2
人間生活学研究法Ⅲ	2
消費者科学専攻	単位
消費生活特論Ⅰ	2
消費生活特論Ⅱ	2
消費生活特論Ⅲ	2
消費生活特論Ⅳ	2
消費生活特論Ⅴ	2
消費生活特論Ⅵ	2
消費生活特論Ⅶ	2
消費生活特論Ⅷ	2
消費生活特論Ⅸ	2
消費生活特論Ⅹ	2
消費生活特論ⅩⅠ	2
消費生活特論ⅩⅡ	2
消費生活特論ⅩⅢ	2
消費生活特論ⅩⅣ	2
消費生活特論ⅩⅤ	2
消費生活特論ⅩⅥ	2
消費生活特論研究演習Ⅰ (外書講読を含む)	2
消費生活特論研究演習Ⅱ (外書講読を含む)	2
消費生活特論研究演習Ⅲ (外書講読を含む)	2
消費生活特論研究演習Ⅳ (外書講読を含む)	2
生活の質特論Ⅰ	2

生活の質特論Ⅱ	2
生活の質特論Ⅲ	2
生活の質特論Ⅳ	2
生活の質特論Ⅴ	2
生活の質特論Ⅵ	2
生活の質特論Ⅶ	2
生活の質特論Ⅷ	2
生活の質特論Ⅸ	2
生活の質特論Ⅹ	2
生活の質特論ⅩⅠ	2
生活の質特論ⅩⅡ	2
生活の質特論ⅩⅢ	2
生活の質特論ⅩⅣ	2
生活の質特論ⅩⅤ	2
生活の質特論ⅩⅥ	2
生活の質特論研究演習Ⅰ（外書講読を含む）	2
生活の質特論研究演習Ⅱ（外書講読を含む）	2
生活の質特論研究演習Ⅲ（外書講読を含む）	2
生活の質特論研究演習Ⅳ（外書講読を含む）	2
特別研究	10

人間発達学専攻	単位
発達学分野	
発達環境学特論Ⅰ	2
発達環境学特論Ⅱ（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
発達環境学特論Ⅲ	2
発達環境学特論Ⅳ	2
発達環境学特論Ⅴ	2
発達環境学特論Ⅵ	2
発達環境学特論Ⅶ	2
発達環境学特論Ⅷ	2
発達環境学特論Ⅸ	2
発達環境学特論Ⅹ（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践A）	2
発達環境学特論ⅩⅠ	2
発達環境学特論ⅩⅡ	2
発達環境学研究演習Ⅰ（外書講読を含む）	2
発達環境学研究演習Ⅱ（外書講読を含む）	2
発達教育学特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践B）	2
発達教育学特論Ⅱ	2
発達教育学特論Ⅲ	2
発達教育学特論Ⅳ	2
発達教育学特論Ⅴ	2
発達教育学特論Ⅵ	2
発達教育学特論Ⅶ（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
発達教育学特論Ⅷ	2
発達教育学特論Ⅸ	2
発達教育学特論Ⅹ（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践B）	2
発達教育学特論ⅩⅠ	2

発達教育学特論ⅩⅡ	2
発達教育学研究演習Ⅰ（外書講読を含む）	2
発達教育学研究演習Ⅱ（外書講読を含む）	2
臨床心理学分野	
臨床心理学特論Ⅰ	2
臨床心理学特論Ⅱ	2
臨床心理学特論Ⅲ（心理支援に関する理論と実践A）	2
臨床心理学特論Ⅳ	2
臨床心理学特論Ⅴ（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
臨床心理学特論Ⅵ	2
臨床心理学特論Ⅶ	2
臨床心理学特論Ⅷ（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
臨床心理学特論Ⅸ（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
臨床心理学特論Ⅹ（心の健康教育に関する理論と実践）	2
臨床心理学査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
臨床心理学査定演習Ⅱ	2
臨床心理基礎実習Ⅰ	2
臨床心理基礎実習Ⅱ	2
心理実践実習Ⅰ	2
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	2
臨床心理実習Ⅱ	2
心理実践実習Ⅲ	2
臨床心理学研究演習（外書講読を含む）	2
特別研究	10

人間生活学研究科・後期課程

人間生活学専攻	単位
消費者科学領域	
消費者科学特殊講義Ⅰ	2
消費者科学研究演習Ⅰ	6
消費者科学特殊講義Ⅱ	2
消費者科学研究演習Ⅱ	6
消費者科学特殊講義Ⅲ	2
消費者科学研究演習Ⅲ	6
人間環境学領域	
人間環境学特殊講義Ⅰ	2
人間環境学研究演習Ⅰ	6
人間環境学特殊講義Ⅱ	2
人間環境学研究演習Ⅱ	6
人間環境学特殊講義Ⅲ	2
人間環境学研究演習Ⅲ	6
人間環境学特殊講義Ⅳ	2
人間環境学研究演習Ⅳ	6
人間発達学領域	
人間発達学特殊講義Ⅰ	2
人間発達学研究演習Ⅰ	6
人間発達学特殊講義Ⅱ	2
人間発達学研究演習Ⅱ	6
人間発達学特殊講義Ⅲ	2
人間発達学研究演習Ⅲ	6

人間発達学特殊講義Ⅳ	2
人間発達学研究演習Ⅳ	6

(注) 人間生活学研究科・後期課程の演習科目については、1年間で2単位、3年間で計6単位とする。

薬学研究科授業科目並びに単位数

薬学研究科・博士課程

薬学専攻	単位
基礎薬学特論	1
医療薬学特論	1
研究実践法特論	1
研究・医療倫理特論	1
天然医薬品資源学特論	1
創薬化学特論	1
生体機能解析学特論	1
薬剤学特論	1
病態薬効解析学特論	1
免疫・アレルギー学特論	1
生化学特論	1
オミクス特論	1
薬物治療研究学特論	1
薬学総合特別演習Ⅰ	1
薬学総合特別演習Ⅱ	1
分子モデリング・シミュレーション特別演習	1
化学系高度分析機器特別演習	1
生物系高度分析機器特別演習	1
医療情報解析学特別演習	1
実践医療薬学特別演習	1
課題研究	22

別表Ⅲ

学則第 25 条による検定料

入学検定料	35,000 円
-------	----------

学則第 26 条による入学金

入学金	200,000 円
-----	-----------

学則第 38 条による学納金

2021 年度入学者より適用

研究科・専攻 名称		授 業 料	施設設備費	備 考
文学研究科	国文学専攻	570,000 円	50,000 円	
	英文学専攻	570,000 円	50,000 円	
	社会学専攻	570,000 円	50,000 円	
人間生活学研究科	消費者科学専攻	570,000 円	50,000 円	
	人間発達学専攻	570,000 円	50,000 円	
	人間生活学専攻	570,000 円	50,000 円	
薬学研究科	薬学専攻	850,000 円	50,000 円	

金城学院大学大学院薬学研究科委員会運営規程（案）

（ 年 月 日制定）

（目的）

第1条 この規程は、金城学院大学大学院学則第55条から第58条に基づき、大学院薬学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の適正かつ円滑な運営をはかることを目的とする。

（委員会の構成）

第2条 研究科委員会は、研究科の授業及び指導を担当する専任教員（以下「構成員」という。）によって構成する。

（委員会の開催）

第3条 研究科委員会を、定例委員会と臨時委員会とする。

（1） 定例委員会は、原則として毎月第2木曜日に開催する。

（2） 臨時委員会は、大学院薬学研究科長（以下「研究科長」という。）が必要と認めるとき、又は各専攻委員会か、構成員の3分の1以上の要求があるとき、研究科長の定める期日に開催する。

（議長）

第4条 研究科長は、第3条に基づいて研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 議長にやむを得ない事故があるときは、専攻主任教授が仮議長として研究科委員会を招集し、構成員の互選により議長を選出する。

（議題）

第5条 構成員が議案を提案しようとするときは、3名以上の連名で研究科委員会の5日前までに研究科長に提出する。

2 研究科長は、付議する議題を研究科委員会の前日までに構成員全員に通知する。

（定足数及び議決）

第6条 研究科委員会の成立には、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。やむを得ず欠席する場合は、委任状を提出する。委任状は、出席数に加える。ただし、委任状は定足数の3分の1を超えてはならない。

2 研究科委員会の議事は、原則として出席者の過半数によりこれを決定する。ただし、委任状はこれを含めない。可否同数のときは議長が決定する。

（各種委員会の設置）

第7条 研究科委員会は、必要と認めるとき、各種委員会を置くことができる。

2 各種委員会は、委託された事項を審議する。

（陪席）

第8条 研究科長は、必要があると認めたときは、構成員以外の教職員を出席させることができる。ただし、議決には加えない。

（議事録）

第9条 研究科委員会に書記を置き、事務職員をもってこれにあてる。

2 書記は、教授会の議事の記録を担当する。

3 研究科長は、研究科委員会記録を校閲し、原則として次回定例研究科委員会においてその確認を得るものとする。

（所掌事務）

第10条 研究科委員会に関する事務は、教育研究支援部がこれを行う。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、研究科委員会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。